

## 安城市減災まちづくり研究会規約

(名 称)

第1条 本協議会は、安城市減災まちづくり研究会（以下「研究会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 「市制施行60周年事業安城市民防災フェア60」の実施により、産官学民の各団体のつながりを築くことができた。今後もこのつながりをより強め、継続していくことが、地域防災力の向上、減災まちづくりへの貢献になるものと考え研究会を設立する。この研究会では、当地域で発生が危惧される南海トラフ巨大地震や豪雨災害等の課題について情報を共有するとともに、大規模災害時における連携の手法等について研究を行うことを目的とする。

(組織等)

第3条 この研究会は、研究会の目的に賛同する市民団体、教育機関、事業者、行政等で、次条で定める会長が認める団体（以下「会員」という。）をもって組織する。

2 会員は、研究会を脱退する場合その旨を事務局へ申出ることとする。

(役 員)

第4条 研究会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

2 会長は、安城市長をもって充てる。

3 副会長は、安城市自主防災組織連絡協議会会長をもって充てる。

(顧 問)

第5条 研究会には顧問を1名置くこととし、有識者をもって充てることとする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、研究会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 顧問は会長の求めに応じ、研究会について運営全般について助言を行なう。

(会 議)

第7条 研究会に、実務者会議を設けることができる。

- 2 実務者会議は、会員から選出されたもの並びに第8条第1項に規程する事務局員で構成する。

(事務局)

第8条 研究会の事務局は安城市市民生活部危機管理課内に置く。

- 2 事務局は実務者会議に提案する素案を作成する。

(事 業)

第9条 研究会の事業は、次に掲げる事項とする。

- (1) 防災・減災対策に関する情報の共有
- (2) 災害が発生した場合における防災に係る支援及び調整に関する事項
- (3) 防災・減災に資するための意識啓発に関する事項
- (4) 防災・減災に係るその他必要と認める事項

(会 議)

第10条 研究会は、会長の指示により事務局が招集して行う。

(財 務)

第11条 研究会に要する経費は、当分の間、事務局が負担する。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は研究会で定める。

附 則

この規約は、平成26年3月19日から施行する。

この規約は、平成27年7月28日から施行する。